島根県老人福祉施設整備費補助金

制度拡充について

島根県健康福祉部高齢者福祉課

1．概要と制度拡充の背景

＜補助金の概要＞

〇島根県老人福祉施設整備費補助金は県内（中核市を除く）において整備される老人福祉施設の施設整備に要する事業資金の円滑な調達を図り、その施設の適正な運営を確保し、老人福祉の増進に資することを目的として交付

＜制度拡充にあたって＞

〇高齢者の減少により施設稼働率が低減する中で、建物や設備の老朽化に伴う事業者の負担増により、必要なサービスが維持できなくなる可能性

〇生産年齢人口の減少等により、介護人材の確保がさらに困難となる可能性

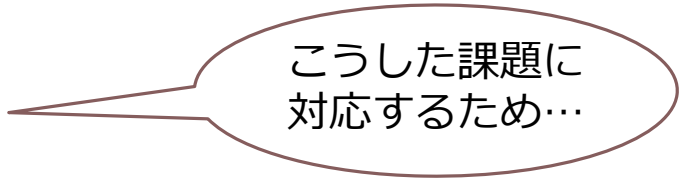

需要に応じた、サービス供給となるよう地域におけるサービスの再編を伴う施設整備ついて補助を拡充し、事業者の運営の安定化や効果的な人材活用につなげる。

2. 主な変更点（整備区分の追加）

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。
増築	既存施設の定員を増加するための整備を行うこと。
改築	以下のア又はイの要件を満たす既存施設について定員を増加させずに改築を行うこと。 ア　昭和56年5月31日までに着工された施設（旧耐震基準の施設） イ　以下の要件を全て満たすこと。 (ア)施設が建設された年度から起算した当該施設の経過期間が申請年度において30年を経過したもの (イ)「老朽民間社会福祉施設の整備について」（平成17年10月5日付け社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知）の別紙2に定めるところにより算定して得た現存率が70%以下のもの
改修	既存の多床室からユニット型に転換するため、居室環境等の改善整備を行うこと。

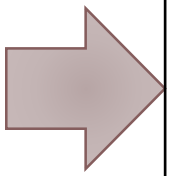

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。
増築	既存施設の定員を増加するための整備を行うこと。
改築	以下のア又はイの要件を満たす既存施設について定員を増加させずに改築を行うこと。 ア　昭和56年5月31日までに着工された施設（旧耐震基準の施設） イ　以下の要件を全て満たすこと。 (ア)施設が建設された年度から起算した当該施設の経過期間が申請年度において30年を経過したもの (イ)「老朽民間社会福祉施設の整備について」（平成17年10月5日付け社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知）の別紙2に定めるところにより算定して得た現存率が70%以下のもの
改修	既存の多床室からユニット型に転換するため、居室環境等の改善整備を行うこと。

（再編を伴うもの（特別養護老人ホームに限る））

整備区分	整備内容
改築	以下のア又はイの要件を満たす既存施設について改築を行うこと。 ア・イ（略）※上表に同じ （再編の条件） ・再編の対象地域における入所施設数が減少すること ・再編に伴う施設整備により定員（床数）が減少すること （再編後の定員(床数)が再編前の8割以下となる場合に限る）
大規模修繕	再編を伴う既存施設の長寿命化を図るための建物設備等の一部改修

2. 主な変更点（補助単価）

２施設種別	3単位	４基準額				５対象経費
		創　設	増　築	改　築	改　修	
養護老人ホーム	定員数	2,475 千円	2,475 千円	3,093 千円	ー	第3条第1号及び第2号の施設整備に必要な工事費又は工事請負費（第4条に規定する費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用）
特別養護老人ホーム	定員数	2,250 千円	2,250 千円	2,700 千円	1,125 千円	
ショートステイ用居室	定員数	2,250 千円	2,250 千円	2,250 千円	ー	
ー	ー	社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱の別表の第１欄に定める額				社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱の別表の第２欄に定める経費

※1　補助額の算出に使う定員数は再編後の定員数
※2　大規模修繕の補助上限額は対象経費の実支出額に（ユニット型については、ユニット以外の部分に限る。）1/2を乗じた額
※3　再編後の定員（床数）が再編前の7割以上8割以下となる場合
※4　再編後の定員（床数）が再編前の7割以下となる場合

２施設種別	3単位	４基準額				５対象経費
		創　設	増　築	改　築	改　修	
養護老人ホーム	定員数	2,475 千円	2,475 千円	3,093 千円	ー	第3条第1号及び第2号の施設整備に必要な工事費又は工事請負費（第4条に規定する費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用）
特別養護老人ホーム	定員数	2,250 千円	2,250 千円	2,700 千円	1,125 千円	
ショートステイ用居室	定員数	2,250 千円	2,250 千円	2,250 千円	ー	
ー	ー	社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱の別表の第１欄に定める額				社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱の別表の第２欄に定める経費

（再編を伴うもの（特別養護老人ホームに限る））

２施設種別	3単位	４基準額					５対象経費
		創　設	増　築	改　築	改　修	大規模修繕※2	
特別養護老人ホーム	定員数 ※1	ー	ー	3,240千円 ※3 3,510千円 ※4	ー	1,330千円	上の表と同じ

3. 制度拡充について（再編）

＜拡充の概要＞

将来需要に基づく介護サービスの再編を伴う施設整備について、改築に係る補助単価の引き上げ等により、中山間地域・離島における必要なサービスの維持に向けた取組を支援。

＜補助対象者／補助対象サービス種別＞

再編後の施設の運営法人 ／ 特別養護老人ホーム

＜再編の定義＞

今後の地域のニーズを見据えて必要な定員数、施設の規模の見直しを行うこと。

以下の条件を全て満たすこと
・再編の対象地域における入所施設数が減少すること。
・再編に伴う施設整備により定員（床数）が減少すること。
（再編後の定員(床数)が再編前の8割以下となる場合に限る）
※ サービス種別が異なるものが同一の箇所で一体的に運営されている場合は1施設とみなす。

３．制度拡充について（再編）

＜補助要件＞

ア）事業者及び市町村（保険者）や地域関係者を含む協議体による検討を経たうえで、
　　市町村による「再編計画」の策定
イ）市町村（保険者）が策定する介護保険事業計画と整合している
ウ）介護ロボット・ICTの導入等により業務効率化に取り組んでいるまたは今後取り組む予定である。
エ）しまね福祉・介護人材育成宣言事業所制度による宣言を行っている

＜その他＞

多床室への建て替えも条件付きで補助対象

（多床室への建て替えの条件）
・再編を伴う改築・大規模修繕であること
・地域で検討し必要性が判断された場合でありプライバシーに配慮した構造であること

4. サービス提供体制再編のイメージ

BEFORE

特養[40床]
（A法人）

養護[50床]
（B法人）

別法人が運営する様々な事業所が地域に点在

※5 施設種別が異なるものが同一の箇所で一体的に運営されている場合は１箇所とみなす

特養[80床]
（C法人）

道路等

地域密着型特養
（C法人）

通所介護
（D法人）

地域におけるサービスのあり方について関係者で議論

AFTER

特養をダウンサイジングし統合

（例１）A法人とC法人で再編

特養[70床]
（A法人）

（例２） A法人とB法人で再編

特養[30床]
（A法人）

養護[40床]
（B法人）

法人合併により経営基盤を強化したうえで、地域のサービス拠点として再編整備

地域の状況に応じて必要なサービス機能は存置

通所介護
（D法人）

5. 参考

島根県老人福祉施設整備費補助金の詳細については、交付要綱等をご確認いただきますようお願いします。

＜交付要綱等掲載場所＞

島根県高齢者福祉課HP

島根県：施設整備関連（トップ / 医療・福祉 / 福祉 / 高齢者福祉 / 介護保険【事業者向け】/ 助成制度）

（クリックするとHPへ遷移します）